平成２３年（フ）第４５号
長野県伊那市富県5551番地
破産者　田畑建設木材有限会社
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第４３８号
岐阜県羽島郡岐南町上印食１丁目49番地
破産者　株式会社シンセイ工業
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３９号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目18　サンテ91―101号室、住民票上の住所岐阜市領下1489番地４
破産者　伊神　公一
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３２号
静岡県駿東郡清水町八幡219番地の14
破産者　有限会社ティー・レックス
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
静岡県富士宮市貴船町１番３号
破産者　株式会社がんそ
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市中旭が丘２丁目１番２号
破産者　三宅　隆昌
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
山口県柳井市伊保庄2816番地
破産者　有限会社クリエイト
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２３１号
山口県下関市小月小島２丁目１番14号
破産者　千田鉄工株式会社
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
香川県高松市塩屋町５番地の１
破産者　有限会社鎌田荒物商店
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４０７号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地　リプルマンション湯来620号室、申立時の住所広島市中区千田町１丁目３番２号
破産者　島の香こと　豊島　清子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
奈良県宇陀市榛原あかね台１丁目６番の２
破産者　技建工業こと　河原　　貢
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４８８号
札幌市西区発寒11条１丁目９番45号
破産者　竹谷　義行
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５号
札幌市中央区南14条西１丁目１番17―502号
破産者　石田　政博
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６号
札幌市中央区南14条西１丁目１番17―502号
破産者　石田　洋子
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４８号
札幌市東区北31条東４丁目３番３号　ラフォーレ22―102号
破産者　中井　菊夫
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７２９号
愛知県日進市岩藤町陸見50番地１
破産者　丹羽　武雄
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４９号
大阪府岸和田市中井町３丁目13番１―606号、前住所大阪府岸和田市箕土路町２丁目17番40号
破産者　畠中　俊廣
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番２―204号、事業所所在地大阪府岸和田市紙屋町７―５
破産者　松代鉄工所こと　網代　音松
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地48棟403号、前住所大阪府泉南市樽井７丁目16番６号
破産者　灰野　　博
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番12―306号
破産者　木下　知子
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係